



福島復興加速への取組



1. 福島復興の現状

(1) 福島県の人口	2
(2) 福島県における人的被害と避難状況	3
(3) 年間積算線量の推移	4
(4) 避難指示解除の状況等	5
(5) 住民意向調査（帰還意向の把握）	6
(6) 特定復興再生拠点の整備	7

2. 復興支援政策（法律・税制・予算等）

(1) 福島復興再生特別措置法	10
(2) 復興特区制度	11
(3) 令和3年度復興庁概算要求のポイント	12
(4) 令和3年度税制改正要望のポイント	13
(5) 東日本大震災復興交付金	16
(6) 福島再生加速化交付金	17
(7) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業	18
(8) 被災者支援総合交付金	19

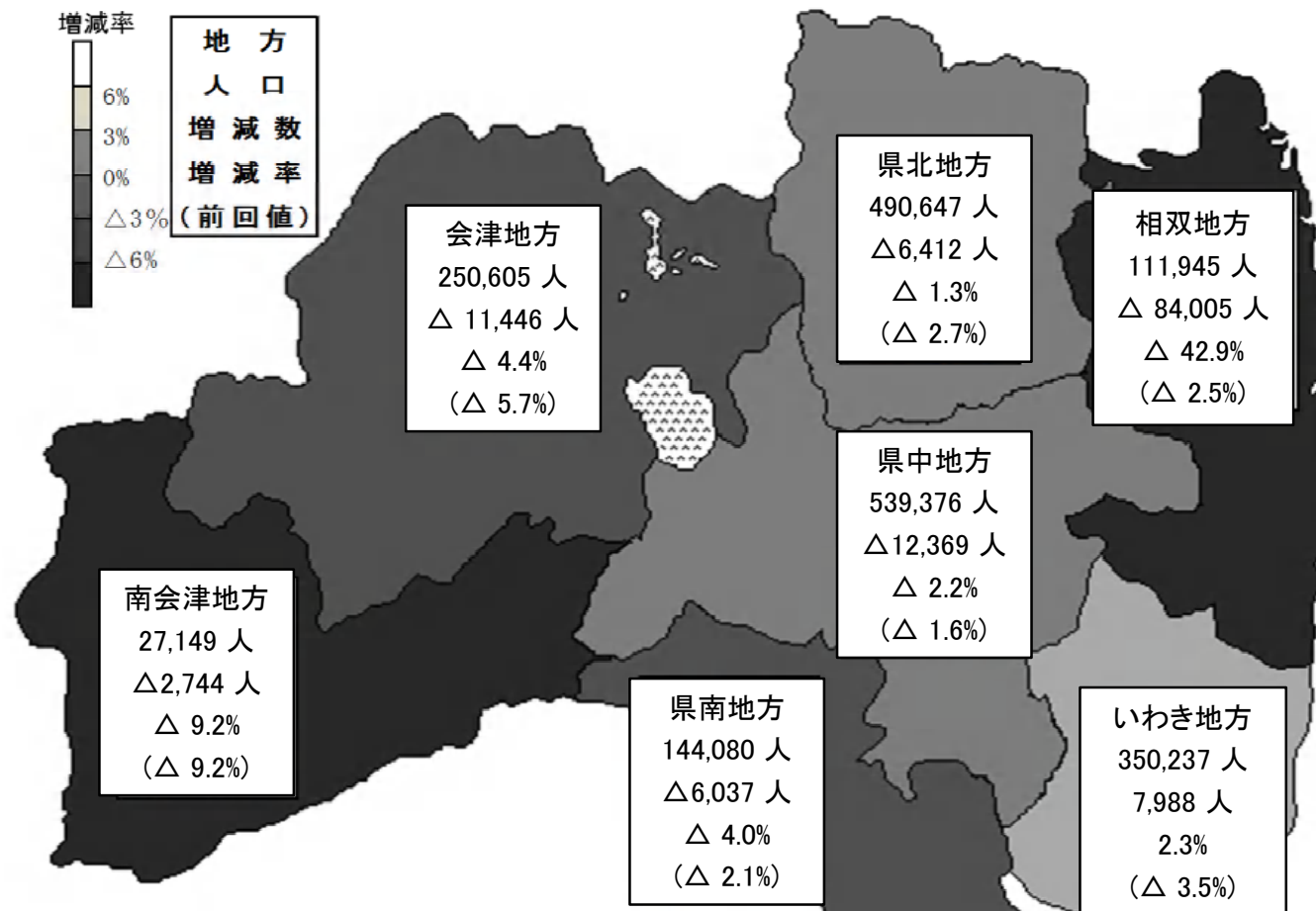
3. 個別政策分野

(1) 住宅の確保	20
(2) 広域インフラの復旧・整備	21
(3) 医療の復興	22
(4) 介護の復興	23
(5) 教育の復興	24
(6) 雇用の状況	25
(7) 被災地における雇用支援	26
(8) 産業の復興	27
(9) 企業立地補助金等支援事業	28
(10) 農林水産業の再開等	29
(11) 米の作付方針	30
(12) 農産物価格の推移	31
(13) 観光客の推移	32
(14) 観光の復興	33
(15) 復興五輪に向けた取組	34
(16) 風評払拭・リスクミの強化	35
(17) 福島12市町村の将来像	36

1. (1) 福島県の人口

■国勢調査に基づく平成27年10月1日現在の福島県の人口は1,914,039人で、前回調査（平成22年：2,029,064人）と比較すると△115,025人（△5.7%）。うち男性945,660人（△4.0%）、女性968,379人（△7.3%）。

■方部別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で、大幅に減少△84,005人（△42.9%）。



■人口の推移

※平成27年10月時点

※():平成22年との比較

・福島県

1,914,039人
(△115,025人)
(△5.7%)

・【参考】全国

127,094,745人
(△962,607人)
(△0.75%)

※前回値はH22国勢調査におけるH17国勢調査との増減率

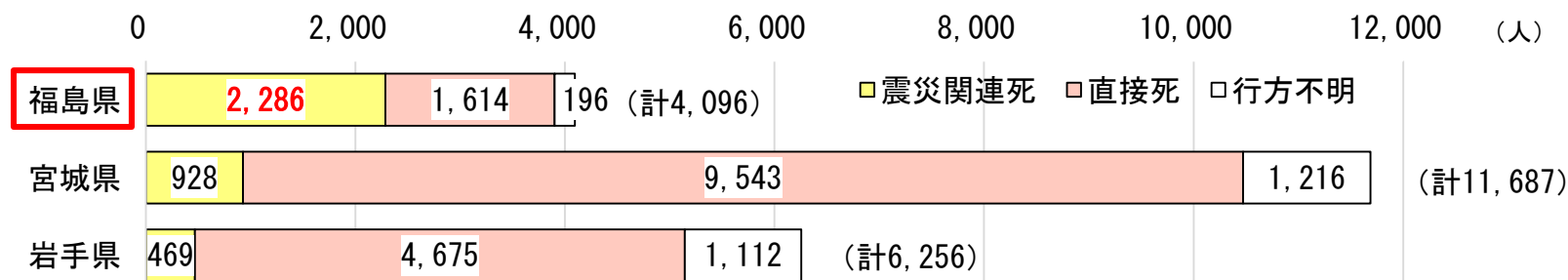
注：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成。

1. (2) 福島県における人的被害と避難状況

- 福島県内において、直接死亡者数が1,614人に対して、震災関連死者数は2,286人。
岩手、宮城両県と比べて震災関連死亡者数が直接死亡者数を上回っていることが特徴。

1. 福島県の人的被害

震災関連死者は 復興庁発表資料（令和元年9月30日現在）より
直接死者、行方不明者は、警察庁発表資料（令和2年9月10日）より

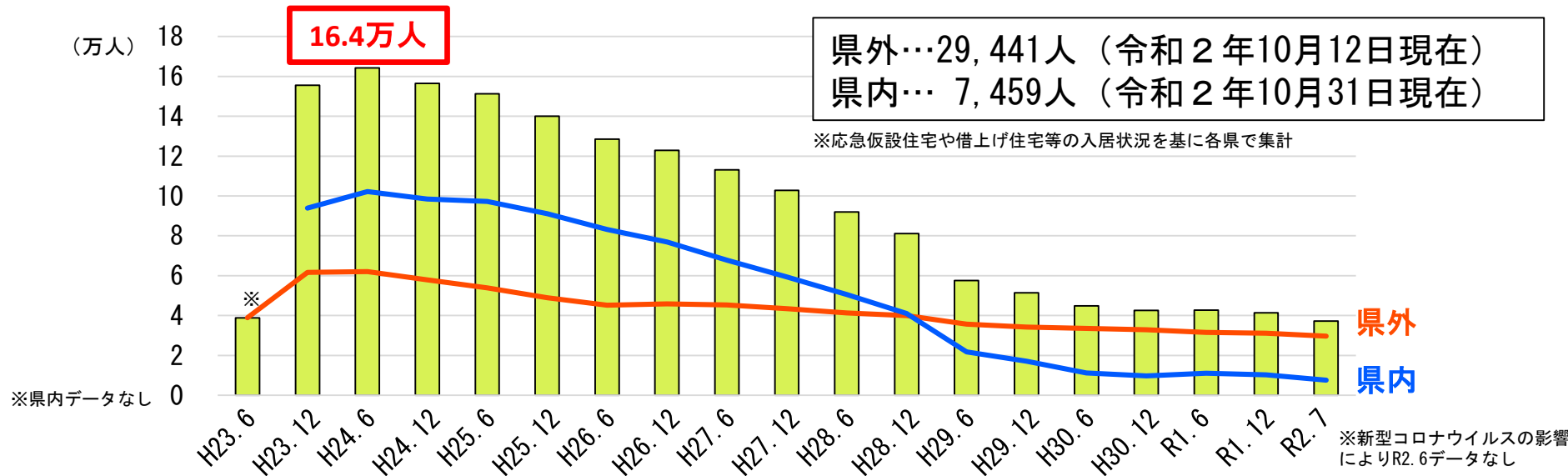


※震災関連死とは、地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること

2. 福島県全体の避難者数

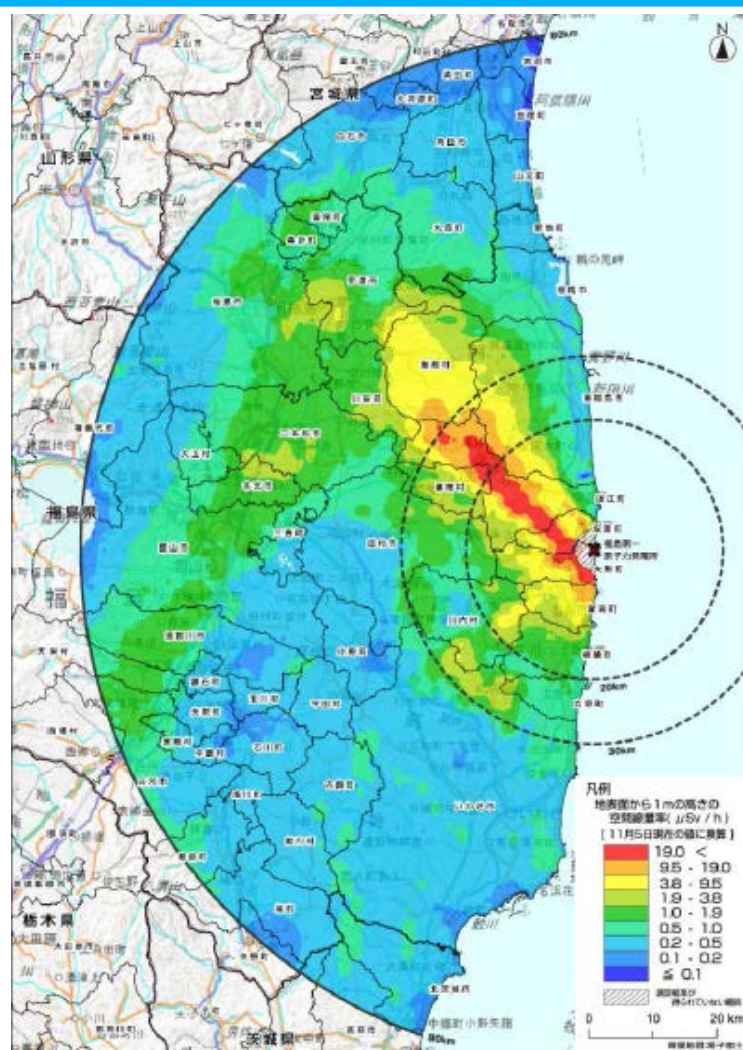
約3.7万人

福島県発表資料（令和2年11月5日）より



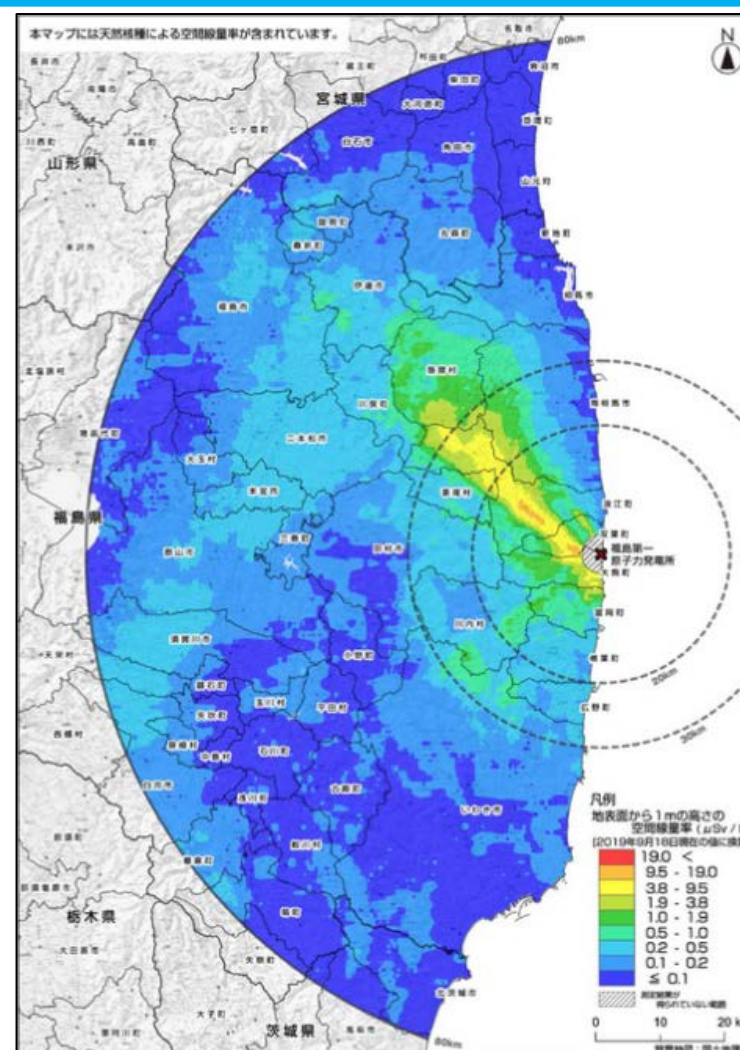
1. (3) 空間線量から推計した年間積算線量の推移

- 福島第一原発から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率平均は、H23.11比で約78%減少(※)。



平成23年11月5日時点の線量分布

8
年
後



令和元年9月18日時点の線量分布

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。
(出典)原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

1. (4) 避難指示解除の状況等

- 平成31年4月10日、**福島第一原発立地自治体として初めて、大熊町の一部を解除。双葉町についても、避難指示解除準備区域において産業拠点等の整備等が進められており、令和2年3月4日に避難指示解除準備区域等を解除。**
- これにより、**全ての居住制限区域・避難指示解除準備区域が解除された。**

1. 平成23年4月 警戒区域等の設定
2. 平成25年8月 避難指示区域の見直し完了

避難指示解除準備区域:

年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域:

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域:

事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

3. 避難指示区域の解除等

- | | | |
|----------------|---------------------|------------------------|
| (1) 平成26年4月 1日 | 田村市 | ※1: 帰還困難区域を除く避難指示区域の解除 |
| (2) 平成27年9月 5日 | 楡葉町 | |
| (3) 平成28年6月12日 | 葛尾村(※1) | |
| (4) 平成28年6月14日 | 川内村(H26.10.1に一部解除) | ※2: 特定復興再生拠点区域の一部解除 |
| (5) 平成28年7月12日 | 南相馬市(※1) | |
| (6) 平成29年3月31日 | 飯舘村(※1)、川俣町、浪江町(※1) | |
| (7) 平成29年4月 1日 | 富岡町(※1) | |
| (8) 平成31年4月10日 | 大熊町(※1) | |
| (9) 令和2年3月4日 | 双葉町(※1、※2) | |
| (10) 令和2年3月5日 | 大熊町(※2) | |
| (11) 令和2年3月10日 | 富岡町(※2) | |

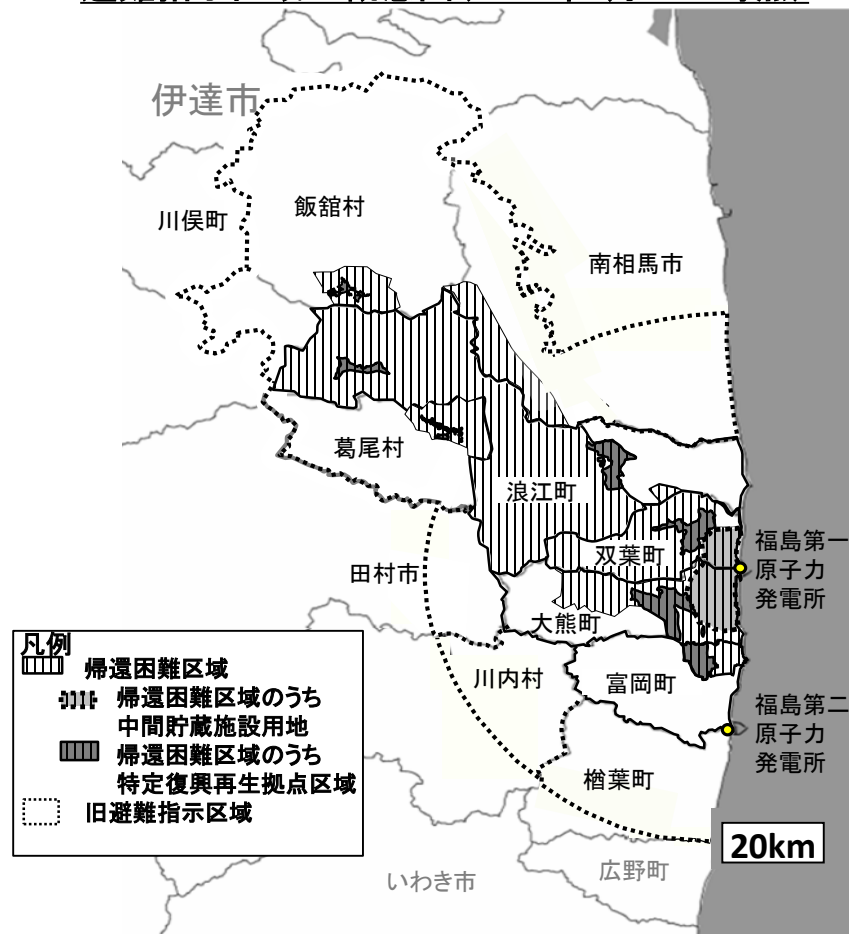
●避難者の内訳

福島県全体の避難者	約 4.0万人
避難指示区域からの避難対象者	約 2.3万人

※福島県全体の避難者: 福島県発表資料 (令和2年3月時点)

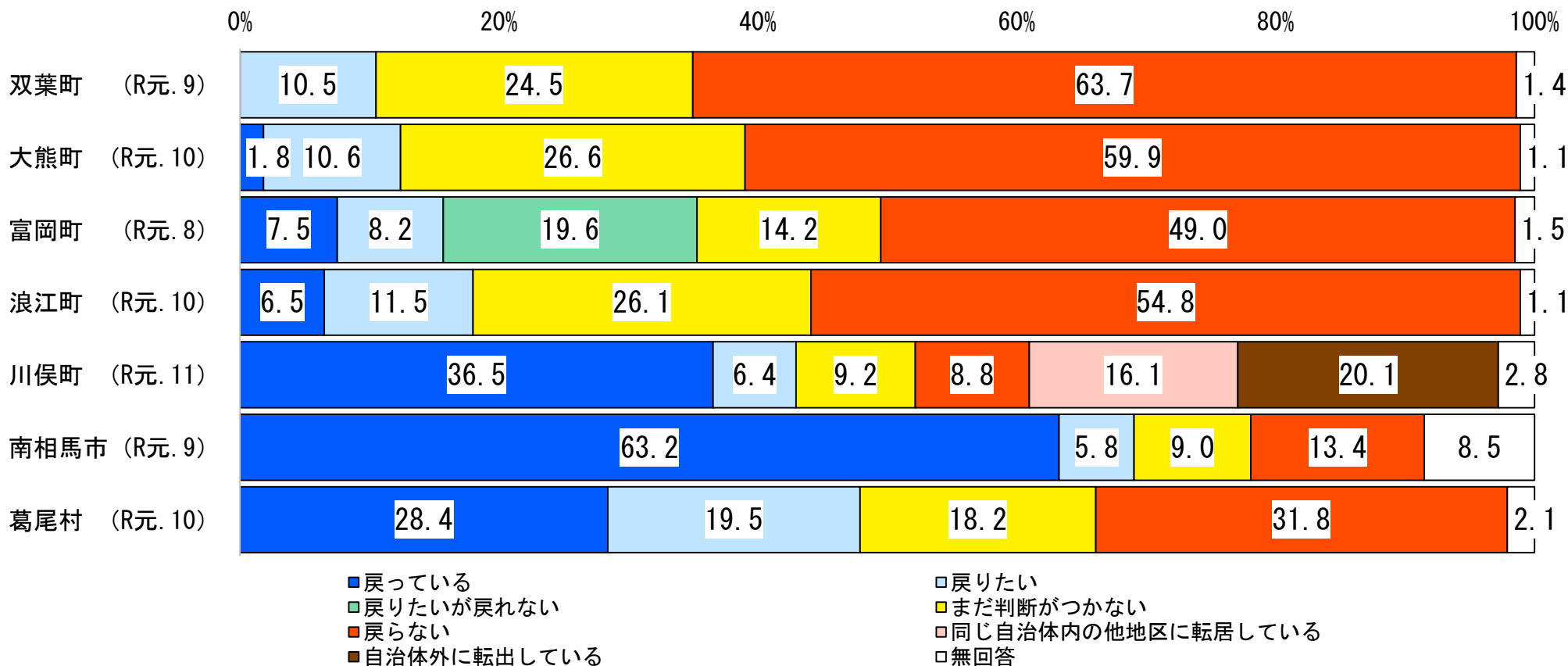
※避難指示区域内からの避難対象者数: 各町村から聞き取った情報を基に、原子力被災者生活支援チームで集計したもの(平成30年4月時点)

避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



1. (5) 住民意向調査（帰還に関する意向）

- 避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。
- 福島県内の12市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。
(令和元年度は双葉町・大熊町・富岡町・浪江町・川俣町・南相馬市・葛尾村で実施。)
- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として活用。



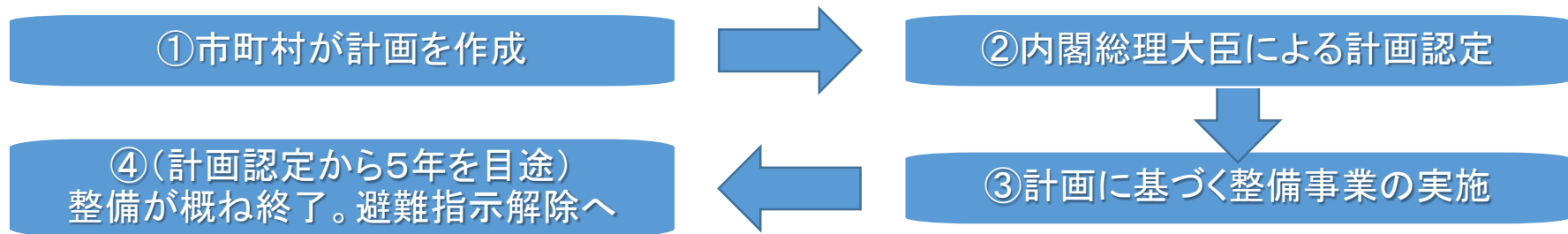
※市町村名の（ ）内は調査実施時期。

※凡例は市町村ごとに便宜的に一部加工あり。

※「令和元年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（令和2年3月19日復興庁公表）を基に作成。

1. (6) 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備①

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「**特定復興再生拠点区域**」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。
- 既に6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。町村、県、国が一体となった「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進。



■計画の認定基準

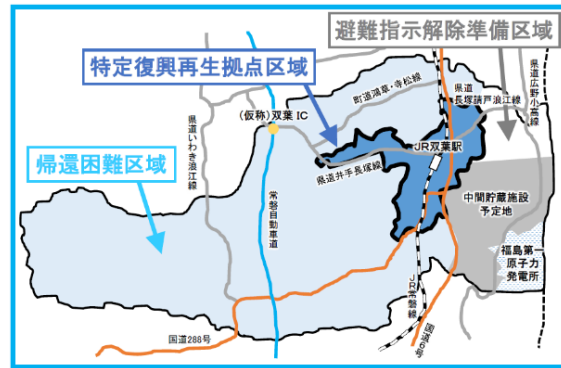
項 目	内 容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標(例:帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

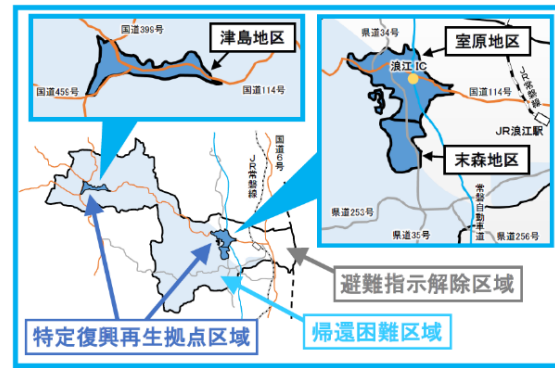
1. (6) 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備②

<双葉町 (H29.9.15認定)>



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標
令和2年3月: J R 常磐線双葉駅周辺の一部区域
令和4年春頃まで: 特定復興再生拠点区域全域

<浪江町 (H29.12.22認定)>



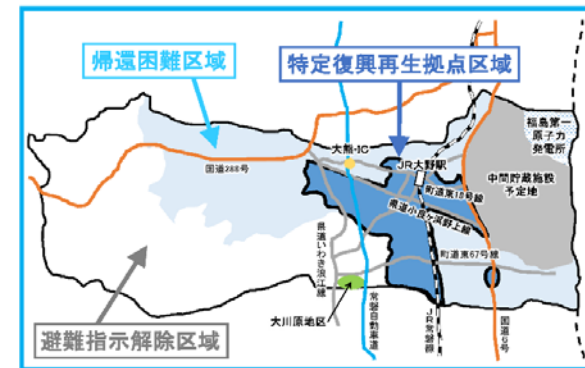
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：令和5年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

<飯舘村 (H30.4.20認定)>



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：令和5年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

<大熊町 (H29.11.10日認定)>



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標
令和2年3月: J R 常磐線大野駅周辺等の一部区域
令和4年春頃まで: 特定復興再生拠点区域全域

<富岡町 (H30.3.9認定)>



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
令和2年3月: J R 常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
令和5年春頃まで: 特定復興再生拠点区域全域

<葛尾村 (H30.5.11認定)>



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：令和4年春

復興庁
福島復興局
新たなステージ 復興・創生へ Reconstruction Agency

9

2. (1) 福島復興再生特別措置法

- これまで、福島復興再生特別措置法(H24.3.31施行)に基づき、福島復興再生基本方針を策定し、避難解除等区域の復興・再生のための特別措置、安心して暮らせる生活環境の実現、産業の復興・再生、新たな産業の創出を促進する等、福島の復興・再生を推進してきたところ。
- 与党復興加速化本部の第9次提言(R2.9.9)を受けた、「**「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針**」(**基本方針**)を閣議決定(R1.12.20)を踏まえ、**福島復興再生特別措置法を改正**(R2.6.12)。

基本方針(R1.12)の概要

1. 基本姿勢及び各分野の取組

- 地震・津波被災地域
復興・創生期間後5年間に於いて、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより復興事業がその役割を全うすることを目指す。
- 原子力災害被災地域
中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

2. 復興を支える仕組み

- 財源等
- 法制度
復興特区法、福島特措法
- 自治体支援

3. 組織

- 被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持
- 復興庁の設置期間を10年間延長、令和7年度に組織のあり方を検討

福島特措法改正(R2.6)の概要

1. 帰還促進に加え移住等を促進

- 帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加

2. 営農再開の加速化

- 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み)
- 6次産業化施設の整備の促進

3. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

- 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定

4. 風評被害への対応

- 風評対策に係る課税の特例を規定
- 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進

5. 計画制度の見直し

- 福島県知事が福島復興再生計画(3計画を統合)を作成し、国の認定を受ける制度の創設

2. (2) 復興特区制度

- 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づき、地方公共団体が作成し内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画のもと、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進(福島県は全市町村が対象区域)。

《税制上の特例》

事業者の税負担の軽減、免除

- ・事業用設備等の特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者等に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税
- ・開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除 等

《金融上の特例》

事業者への低利融資

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給(5年間 補給率0.7%以内)

復興推進計画(税制上特例)	業種	集積区域	集積区域対象外
ふくしま産業復興促進特区 (福島第2号計画)	①製造業 ②農林水産業	①59市町村 ②53市町村※	※桧枝岐村、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村
サンシャイン観光推進特区 (福島第7号計画)	観光関連産業	いわき市	いわき市を除く市町村
ふくしま観光復興促進特区 (福島第55号計画)	観光関連産業	52市町村	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市
津波被災地復興商業特区 (福島第71号計画)	商業施設の集積に関わる産業等	いわき市	いわき市を除く市町村

税制の特例を講ずる事業者の指定件数総数(累計)

(R2.3.31現在)

2,207件

製造業 (食品製造業除く)	農業・林業・水産業	卸売業・小売業	食品製造業	運輸業等	その他
1,158件	210件	183件	142件	109件	405件

特例別

(R2.4.30現在)

事業用設備等の特別償却又は税額控除	被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除	開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除	新規企業の税額控除
1,269件	886件	51件	1件

《規制・手続等の特例》

地方公共団体や事業者の負担軽減

規制・手続等の認定を受けた特例と活用実績

特例の適用対象市町村数

①医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(福島第1号計画) →特別講習修了者(44名)のうち許可を受けた数:4社	59
②地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和(福島第3号計画) →医師等の配置基準の緩和を受けた病院件数:9件	14
③医療機関・介護施設等に係る基準等の特例(福島第3号計画) →要件緩和による訪問リハビリテーション事務所等設置数:4事業所	59
④公営住宅等に関する入居者資格要件の特例期間の延長(福島第17号計画) →特例によるみなし要件での入居者世帯数:6,780世帯	59
⑤公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和(福島第17号計画) →特例により譲渡された公営住宅戸数:77戸	59
⑥応急仮設建築物の存続期間の延長の特例(福島第5号計画、福島第18号計画) →特例により存続期間が延長された応急仮設建築物件数:198件	33

活用事例(税制上の特例)

- <例>株式会社新つた(いわき市、宿泊業)
- ・グループ補助金及び復興特区の課税の特例を活用。
 - ・平成25年6月に宿泊用建物をリニューアル。
 - ・設備投資計画は総額約7,600万円。



2.(3) 令和3年度復興庁概算要求のポイント

令和3年度概算要求額(復興庁所管): 6,331億円 [前年度予算額: 1兆4,024億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還・移住等の促進、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

被災者支援:380億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金(135億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(36億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業(17億円)
- ・仮設住宅等(22億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(46億円)
- ・地域医療再生基金(54億円)

等

住宅再建・復興まちづくり:546億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- ・家賃低廉化・特別家賃低減事業(224億円)
- ・社会資本整備総合交付金(77億円)
- ・森林整備事業(47億円)
- ・災害復旧事業(165億円)
- ・ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業(1億円)

等

産業・生業(なりわい)の再生:687億円

被災事業者の施設復旧への支援や水産加工業等へのソフト支援に引き続き注力。福島については、福島イノベーション・コースト構想の推進、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援等の取組に引き続き注力。

- ・復興水産加工業等販路回復促進事業(11億円)
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業(78億円)
- ・福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(44億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(215億円)
- 新 福島県高付加価値産地展開支援事業(53億円)
- 新 原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化(2億円) 等

原子力災害からの復興・再生:4,665億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や移住等の促進、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。

- ・特定復興再生拠点整備事業(638億円)
- ・福島再生加速化交付金(727億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(92億円)
- ・中間貯蔵施設の整備等(1,877億円)
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業(732億円)
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(264億円)
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業(5億円)
- 新 国際教育研究拠点基本構想策定等事業(2億円)
- ・福島医薬品関連産業支援拠点化事業(30億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(3億円)、復興庁一般行政経費等(51億円)を計上

2. (4) 令和3年度税制改正要望のポイント

- 令和2年9月30日付けで、復興庁より令和3年度税制改正要望を発表。
- 復興特区税制等に関する所要の措置及び延長、福島特措法税制に関する所要の措置の創設や拡充を要望。

復興庁 令和3年度税制改正要望

1. 復興特区関係

- (1) 復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の延長等

要望の概要

被災地の雇用機会の確保等のため、令和2年度末まで講じられている①から④までの特例措置については、対象地域を沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域(注)の区域内)に重点化の上、3年間延長。

(注)改正後の復興特区法第37条第1項に規定する「復興産業集積区域のうち、東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに該当する区域」。

- ① 機械等に係る特別償却等の特例措置の延長
- ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長
- ③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長
- ④ 新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長

2. 福島関係

- (1) 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の創設

要望の概要

新産業創出等推進事業促進区域(注)において、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る事業者の取組を支援するため、①機械等に係る特別償却等、②避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除、③開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置を創設。

(注)福島国際研究産業都市域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域として、認定福島復興再生計画に即して定められる新産業創出等推進事業促進計画において位置付け。

- (2) 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設

要望の概要

福島県において、農林水産業や観光業等で根強く残る特定風評被害による経営への影響に対処するために特定事業活動を行う事業者の取組を支援する観点から、①機械等に係る特別償却等、②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置を創設。

- (3) 福島復興再生特別措置法による被災12市町村における農地の利用集積等の促進のための税制上の所要の措置

要望の概要

市町村が作成する農用地利用集積計画により農地中間管理機構を活用して農地の賃借権の設定を行った場合等に税制上の特例措置が講じられているが、改正後の福島復興再生特別措置法に基づき原子力被災12市町村において福島県が、農用地利用集積等促進計画を作成する場合であっても、同様の特例措置を設ける。

- (4) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の拡充

要望の概要

「帰還環境整備推進法人(注)」が令和3年4月1日から「帰還・移住等環境整備推進法人」となることから、引き続き、現行の特例措置の対象とする。

(注) 福島特措法に基づき、避難指示の対象となった12市町村においてまちづくりや帰還環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定するまちづくり会社をいう。

2. (4) 令和3年度税制改正要望のポイント

3. 被災代替資産関係

(1) 建物・家屋及び土地に係る特例措置の延長

要望の概要

①被災代替建物等に係る登録免許税・印紙税の非課税措置の延長

東日本大震災により滅失等した建物等に代わる建物(被災代替建物)及びその敷地を取得等した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年間延長。また、被災代替建物およびその敷地を取得等する場合などに作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等に対する印紙税の非課税措置の適用期限を5年間延長。

②被災代替家屋等に係る不動産取得税・固定資産税等の特例措置の延長

東日本大震災により滅失等した家屋(被災家屋)に代わる家屋(被災代替家屋)等を取得した場合に、被災家屋の床面積相当分等に係るア. 不動産取得税を課さない特例措置、イ. 固定資産税等を一定期間減額する特例措置の適用期限を5年間延長。また、被災家屋の敷地(被災住宅用地)に代わる土地を取得した場合に、被災住拓用地の面積相当分を3年度分、住宅用地とみなす固定資産税等の特例措置の適用期限を5年間延長。

③被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置の延長

被災住宅用地について、当該土地を住宅用地とみなす固定資産税等の特例措置の適用期限を5年間延長。

(2) 事業用資産に係る特例措置の延長

要望の概要

①特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長

ア. 被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え(被災区域外への買換えは特定被災区域に限る)、イ. 被災区域外から被災区域内への買換え等について、資産の譲渡をして、事業の用に供する資産を取得等した場合、当該譲渡資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合100%)ができる特例措置の適用期限を3年間延長。

②被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

ア. 東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置等に代わるものものとして取得等をして事業の用に供した資産、イ. 被災区域である土地

及びその土地に付随して一体的に使用される土地の区域内で取得等をして事業の用に供した建物、構築物、機械・装置等における特別償却(建物・構築物12%、機械・装置等24%(中小企業者等の場合))の適用期限を3年間延長。

③被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を一定の被災地域内において取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を3年間延長。

(3) 農用地に係る特例措置の延長

要望の概要

①被災代替農用地に係る登録免許税・印紙税の非課税措置の延長

東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地等(被災農用地)に代わる農用地(被災代替農用地)の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年間延長。また、被災代替農用地を取得する場合などに作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等に対する印紙税の非課税措置の適用期限を5年間延長。

②被災代替農用地に係る不動産取得税の特例措置の延長

被災代替農用地を取得した場合に被災農用地の面積相当分には不動産取得税を課さないとする特例措置の適用期限を5年間延長。

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

要望の概要

(1) 機構が行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

機構が支援先の被災事業者に対して資金の貸付け(つなぎ融資)を行う場合、当該貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を5年間延長。

(2) 機構の事業税の資本割の特例措置の延長

機構の法人事業税の資本割の特例措置(課税標準となる資本金等の額を20億円とする)の適用期限を5年間延長。

2. (4) 令和3年度税制改正要望のポイント

5. その他

要望の概要

(1) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の延長

特定住宅被災市町村の区域内において、東日本大震災の復興事業の用に供するために土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除(2,000万円)の適用期限を5年間延長。

(2) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の延長

復興整備事業の用に供するため、公有地と当該事業が実施される一定の区域内の民有地の交換について、公有地を取得した場合の所有権移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年間延長。

※延長要望を行わない項目(※令和3年3月31日が適用期限であるもの)

(1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置(特別償却又は税額控除)

復興居住区域において新設された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の17%の特別償却又は6%の税額控除(税額の20%を限度)ができる措置。

(2) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式に対する出資に係る所得の課税について、寄付金控除を行う措置。

(3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置

東日本大震災により滅失等した被災自動車等に代わる自動車等を取得した場合の自動車重量税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽自動車税種別割の特例措置。

(4) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置(割増却)

東日本大震災の特定激甚災害地域(復興居住区域を除く。)において新設された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、当初5年間、普通償却限度額の20%(耐用年数が35年以上であるものは28%)の割増償却ができる措置。

2. (5) 東日本大震災復興交付金（令和2年度概算予算額：113億円）

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
※5省（文科省・厚労省・農水省・国交省・環境省）40事業を一括化

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※
※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

福島県内の主な市町村における復興交付金の活用事例

いわき市（配分額：事業費1,712億円）

- 災害公営住宅の整備（432億円）
 - 土地区画整理事業（283億円）
- 等

相馬市（配分額：事業費875億円）

- 防災集団移転促進事業（150億円）
 - 復興まちづくりと一体となった道路整備（121億円）
- 等

南相馬市（配分額：事業費593億円）

- 防災集団移転促進事業（210億円）
 - 災害公営住宅の整備（92億円）
- 等

新地町（配分額：事業費533億円）

- 復興まちづくりと一体となった道路整備（128億円）
 - 津波防災緑地の整備（83億円）
- 等

須賀川市（配分額：事業費152億円）

- 市街地再開発事業（78億円）
- 等

広野町（配分額：事業費112億円）

- 復興まちづくりと一体となった道路整備（50億円）
- 等

浪江町（配分額：事業費108億円）

楡葉町（配分額：事業費86億円）

富岡町（配分額：事業費33億円）

飯舘村（配分額：事業費10億円）

川内村（配分額：事業費5億円）

川俣町（配分額：事業費0.9億円）

※金額は、事業間流用後の事業費
※地域の実情に応じ、復興交付金を活用。

2. (6) 福島再生加速化交付金

○長期避難者の生活拠点整備や帰還のための生活環境整備等を一括して支援。

【令和2年度予算額：791億円】

帰還環境整備

生活拠点整備



(大熊町、川内村ほか)
・復興拠点や住宅環境の整備。

生活環境の向上対策

(浪江町、双葉地方水道企業団ほか)

・浄水場や水道
施設の整備など。



健康管理・健康不安対策



(広野町、双葉地方広域市町村圏組合ほか)
・相談員の育成・配置、個人線量
計の配布など。

社会福祉施設整備

(川内村、飯舘村ほか)

・幼保連携型認定こ
ども園の整備、
高齢者等サポート
センターの運営
など。



農林水産業再開のための 環境整備

(富岡町、飯舘村ほか)

・農業用水路施設や
サケやな場・ふ化
施設の整備など。



商工業再開のための 環境整備

(浪江町、葛尾村ほか)

・企業誘致支援や
貸事務所の
整備など。



長期避難者生活拠点形成

避難者の居住の安定確保

(いわき市、南相馬市ほか)
・復興公営住宅を整備。



福島定住等緊急支援

子どもの運動機会の確保

(楢葉町、広野町ほか)
・遊具の更新等、子どもが安心して運
動できる環境を整備。



その他

道路等の側溝堆積物の撤去・処理

・道路等の側溝堆積物の撤去・処理による通常の維
持管理活動の再開を支援。

原子力災害情報発信等拠点施設等整備

・原子力災害の経験と教訓を後世に伝える情報発信拠
点の整備支援など。

既存ストック活用まちづくり支援

・空き地・空き家等を活用したまちづくり支援。

2. (7) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

事業概要・目的

区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

【令和2年度予算額：94億円】

- 避難指示に起因し機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復。
- 避難解除区域への住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

<生活環境の整備(機能回復):例>

○ 農業用水路清掃事業

農業用水路の土砂を出水期前に撤去し、機能を回復するとともに、溢水による被害を防止。

(飯舘村)



○ 保育園修繕事業

市立保育園の再開に向けた修繕、清掃を実施。
※当保育園は平成28年4月再開 (南相馬市)



<生活基盤施設・サービスの代替・補完:例>

○ 診療所非常勤医師派遣事業

市立診療所へ民間病院から非常勤医師を派遣し、医療体制を確保。

(田村市)



○ 一時帰宅支援バス運行事業

避難先に住む交通弱者が村内に一時帰宅等をするために必要な移動手段として、一時帰宅支援バスを運行。

(葛尾村)



<避難区域の荒廃抑制・一時帰宅支援:例>

○ 警戒パトロール事業

警戒パトロール隊を編成し、防犯・防災のため、町内全域を24時間体制で警戒。

(広野町)



○ 有害鳥獣捕獲事業

一時帰宅する町民の安全確保を図るため、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲及び処分等を実施。

(大熊町)



<地域コミュニティ機能の維持・確保:例>

○ 「ふたばワールド」

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、各地に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、復興に向けた意識を醸成。



○ 自治体チャンネル事業

市外避難者と自治体とのつながり維持のため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。

(南相馬市)



2. (8) 被災者支援総合交付金

○平成28年度に創設され、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援を実施。
(令和2年度予算額：155億円 ※福島県以外も対象)

「被災者支援総合事業」の各事業（所管：復興庁）

住宅・生活再建支援 恒久住宅への移行期に再建の見通しが立たない方への「**生活再建の相談**」
(例) 「ふくしま生活・就職応援センター」を運営（福島県）

コミュニティ形成支援

仮設住宅の集約や恒久住宅への移行に伴う「**コミュニティづくり**」の支援
(例) 専門職を派遣し、住民主体で運動や交流を行う通いの場づくりを展開
将来的に専門職なしでも通いの場が継続されるよう、住民リーダーを育成（葛尾村）



心の復興

被災者が**主体的**に行う「**孤立防止や生きがいくり**」の支援
(例) 各地域で物作り講師の育成を図り、地域住民自らで活動を持続できるよう促進
にじいろぱれっと・心の復興（NPO法人東北の造形作家を支援する会）



被災者生活支援 仮設住宅等での「**日常生活**」の支援
(例) デマンド交通による医療施設や公共機関への高齢者などの送迎（川内村）

アートワークショップを通じ、
講師の育成や共同制作を展開
(富岡町、避難先の郡山市)

被災者支援コーディネート 被災者の課題やニーズの把握、整理、支援者とのマッチング
(例) 福島県内各地域を訪問するコーディネータを配置（一般社団法人 ふくしま連携復興センター）

県外避難者支援 県外避難者の帰還や生活再建への支援
(例) 全国各地で相談窓口を設置、避難先での相談・交流会を開催、避難者向けに情報誌を戸別送付（福島県）

3. (1) 住宅の確保

(1) 仮設住宅

- 大熊町、双葉町からの避難者への供与期間を令和3年3月末まで延長。
- 入居人数は双葉町から郡山市への避難者5名のみ（令和2年10月末）。

(2) 防災集団移転

- 新地町、相馬市、いわき市、南相馬市、楡葉町、富岡町、浪江町：移転先の造成工事完了。

(3) 災害公営住宅（地震・津波等被災者向け）

- 整備予定戸数2,807戸は全て完成。

(4) 復興公営住宅（原災避難者向け）

- 整備予定戸数4,890戸のうち、建設保留中の123戸を除いた4,767戸については全て完成。
- 併設の「生活サポート施設（高齢者サポート拠点、診療所スペース）」の整備および入居者間や周辺住民との交流会等を実施。

(5) 帰還者向け等住宅

- 避難指示を受けた町村で整備中（令和2年10月末で423戸完成）。
- 帰還者・新規転入者向けの住宅も整備中（令和2年10月末で147戸完成）。
- 福島市に子育て世帯向け（自主避難者を含む）住宅を20戸整備。



CLT工法を採用して整備された
復興公営住宅（いわき市）

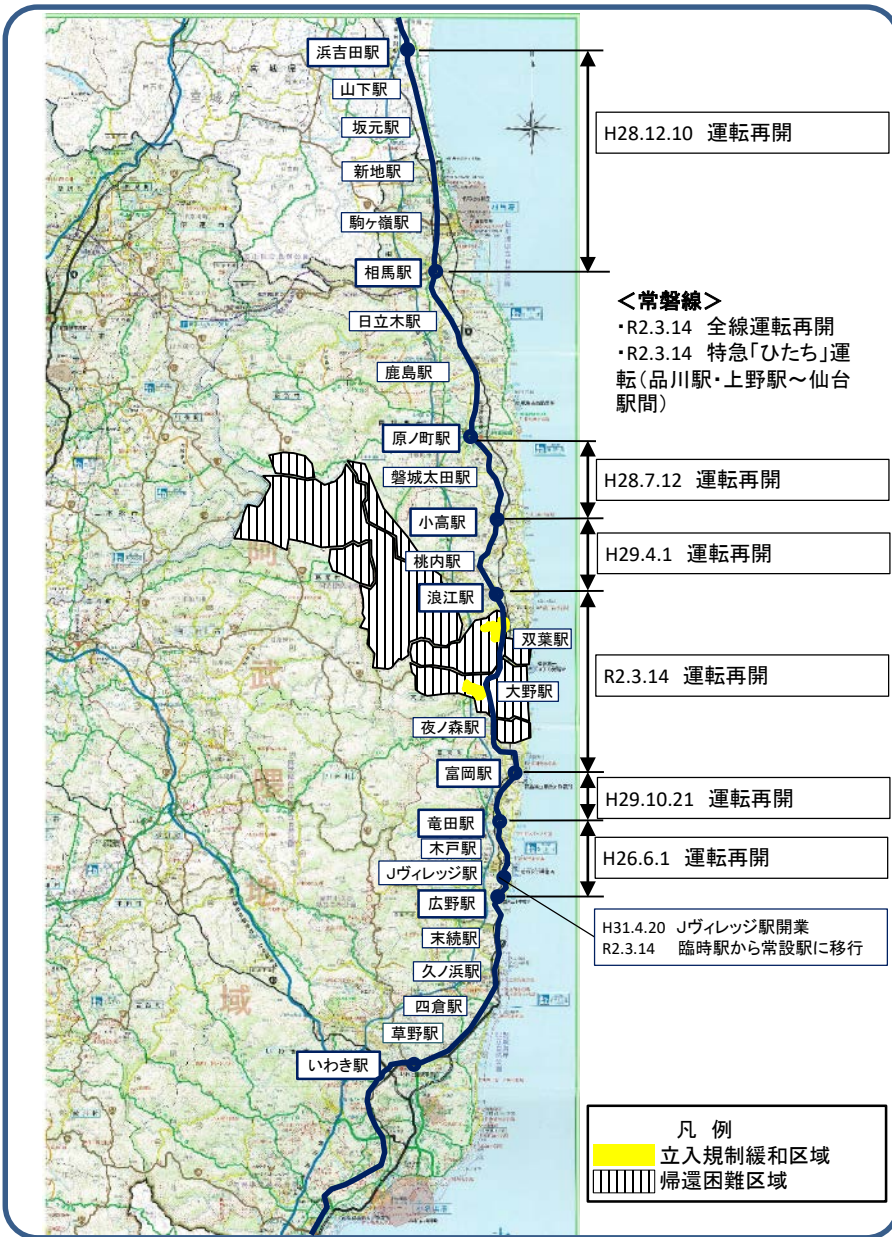


災害公営住宅近くに整備された
「骨太公園」（相馬市）



子育て定住支援賃貸住宅（福島市）

鐵道(JR常磐線)



3. (3) 医療の復興

一次医療（通院、日常診療）

- 市町村単位で診療所が再開・新設。
- 令和2年6月、ならは薬局（檜葉町）が新設。
- 令和2年8月、訪問看護ステーション「あがべご」（飯舘村）が新設。

市町村名	一次医療を担う医療機関数	調剤薬局
浪江町	公的 1	0
葛尾村	公的 1	—
双葉町	0	0
大熊町	0	0
富岡町	公的 1、民間 1	0
川内村	公的 1	—
檜葉町	公的 1、民間 2	1
広野町	民間 2	1
田村市都路	公的 1	—
川俣町山木屋	公的 1	—
飯舘村	公的 1	0
南相馬市小高	公的 1、民間 2	1

二次医療（入院、救急）

- 平成30年4月、24時間365日救急医療を提供するふたば医療センター附属病院が富岡町に開院。
 - 多目的医療用ヘリコプターの運航が始まり、搬送時間が短縮。（福島市⇄富岡町の場合、陸路：120分 空路：15分）

医療の復興に向けた取組

- 地域医療再生基金（厚労省・復興特会での積増し）
 - 診療所の移転・新設や医療従事者確保等に活用。
 - 震災以降、平成28年度まで福島県に494億円を交付後、平成29年度予算で236億円を積増し。
- 生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）
 - 被災12市町村の診療所への医師の定期的な派遣に活用。
- 被災者支援総合交付金（復興庁）
 - 薬剤師による薬局外での服薬指導や健康教室を実施。
 - 県内外に避難転院した精神科病院入院患者の、帰還や地域移行を支援。



3. (4) 介護の復興

介護関連のサービス

○ 市町村単位で通所・訪問サービスが再開。

- ー 福島再生加速化交付金等により、施設整備、高齢者等の生活のサポート拠点運営。

市町村名	通所	訪問	入所
浪江町	再開	再開	特養：いわき市で再開 老健：休止中
葛尾村	再開	休止中	ー
双葉町	休止中	休止中	特養：いわき市で再開
大熊町	休止中	休止中	特養：休止中 老健：休止中
富岡町	再開	再開	特養：休止中 養護：郡山市で再開
川内村	再開	再開	特養：震災後開所
檜葉町	再開	再開	特養：再開 老健：いわき市で再開
広野町	再開	再開	特養：再開
田村市都路	再開	ー	特養：再開
川俣町山木屋	ー	ー	ー
飯舘村	休止中	休止中	特養：継続
南相馬市小高	再開	休止中	特養：再開

介護の復興に向けた取組

○ 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等（厚労省・復興特会 令和2年度：3億円）

① 被災地における福祉・介護人材確保事業

- ー 相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付。（一定期間従事した場合に返済免除）
- ー 全国の介護施設等からの応援職員の確保を支援。

② 介護サービス提供体制再生事業

- ー 人材確保策が効果を発揮するまでの間、避難指示解除区域等の介護施設等への運営支援を、令和2年度まで時限的に実施。
（対象：入所施設・訪問系居宅サービス事業者）

○ 被災者支援総合交付金（復興庁）

- ー コミュニティ形成支援として、住民主体で参加できる「通いの場づくり」を促し、生活不活発病を予防。
- ー 他自治体の通所サービスを利用する際の、要介護者の送迎を支援。

○ 社会資源を最大限活用するため、施設の広域的利用や機能分化を推進。

3. (5) 教育の復興

小中学校の再開の動向

- ①避難先で学校教育を行っている町
→大熊町、双葉町
- ②平成30年度から地元で学校を再開した町村
→富岡町、浪江町、川俣町(山木屋地区)、葛尾村、飯舘村
- ③平成29年度までに地元で学校を再開している市町村
→南相馬市(小高区)、楢葉町、田村市(都路地区)、広野町、川内村



高等学校の設置等の動向

○ ふたば未来学園中学校・高等学校

平成27年4月、広野町に高等学校を開校(定員1学年160名)。未来創造型教育を推進。平成31年4月に併設中学校を開校(定員1学年60名)し、中高一貫教育を本格始動。令和2年度～「地域との協働による高等学校教育改革推進事業(グローバル型)」指定校。

○ 小高産業技術高等学校

小高商業高校・小高工業高校を統合、産業革新科を新設し、平成29年4月、南相馬市小高区に開校(定員1学年240名)。イノベーション・コースト構想や地域の復興に寄与する人材育成を推進。平成29～令和元年度 スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH) 指定校。

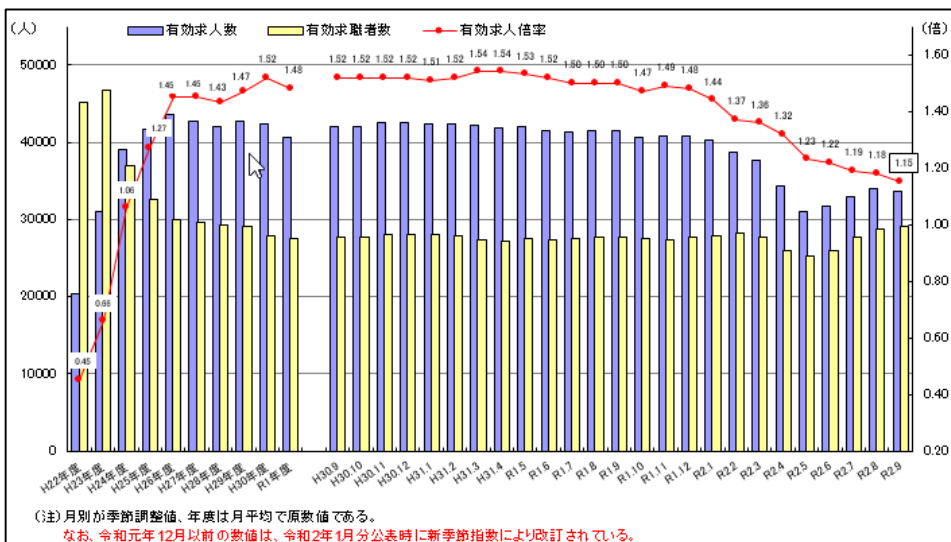
教育の復興に向けた取組

○ 復興庁、文部科学省の教育の復興の主な取組

- ・被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配(文部科学省・復興特会)
 - ー 東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のための教職員定数措置<R2年度予算額 16億円>(福島県の措置実績 R元年度 491人)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業(文部科学省・復興特会)
 - ー 心のケア等に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。<R2年度予算額 22億円>
- ・福島県教育復興推進事業(文部科学省・復興特会)
 - ー 避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援。<R2年度予算額 0.8億円>
- ・福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成(文部科学省・復興特会)
 - ー 構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援。<R2年度予算額 3億円>
- ・大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業(文部科学省・復興特会)
 - ー 全国の大学等が有する「知」(復興知)を、浜通り地域等に誘導・集積するため、組織的に教育研究活動を行う大学等を支援。<R2年度予算額 4億円>

3. (6) 雇用の状況

○県内の有効求人倍率は震災前水準を上回る1.15倍(前月比▲0.03P)で推移しているが、コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢に弱まりの動きが続いており、求人が求職を上回って推移するものも弱まりがみられる。
○業種別新規求人の動向では、建設業が前年同月を上回ったが、それ以外すべての業種は下回っている。

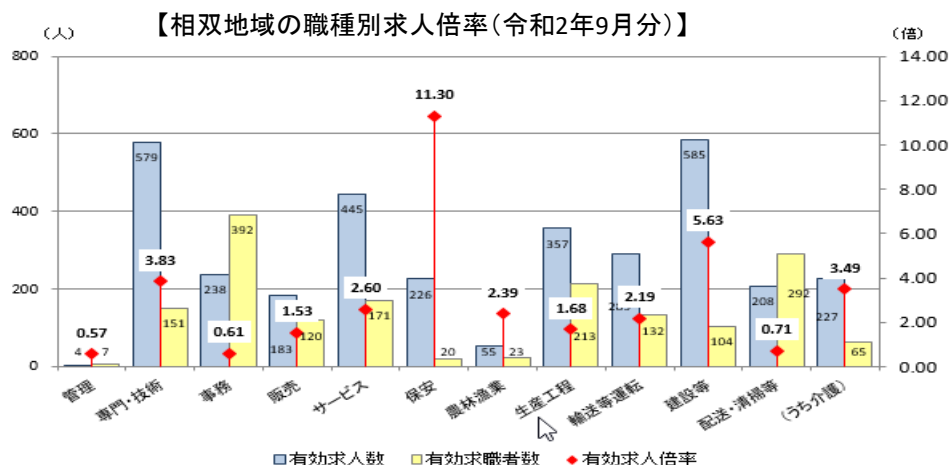


- 県内の雇用情勢は、コロナウイルスの影響から、弱まりの動きが続いており、回復の動きに緩慢さが見られる。
- 県内2地区(白河、須賀川)で有効求人倍率(原数値)が1倍を下回った。

【令和2年7月分】(福島県内)

月間有効求人数	: 約3.3万人(約4.1万人)
月間有効求職者数	: 約2.8万人(約2.7万人)
新規求人数	: 約1.3万人(約1.4万人)
新規求職申込件数	: 約0.6万人(約0.7万人)

※原数値、カッコ内は前年同月の数値



- 相双地域の有効求人倍率は2倍を下回り1.77倍となったが、人材確保の困難な状況は解消されていない。
- 専門・技術的3.83倍、サービス2.60倍、保安11.30倍、建設等5.63倍と人手不足となっている。一方、管理0.57倍、事務0.61倍、配送・清掃等0.71倍と職種間で求人・求職の需給状況に偏りが生じている。

【人材の呼び込み】

○復興・創生インターン事業

大学生を対象とした長期・実践型インターンシップを実施するなど被災地への人材の呼び込みを実施している。

※平成31年度は、夏期:23大学30名、春期42学64名参加(福島県実施分)

3. (7) 被災地における雇用支援

- 原子力災害の影響による被災求職者に対し、県・市町村が、企業、NPO等への委託により、一時的な就業機会を創出(原子力災害対応雇用支援事業)。
- また、被災地の安定的な雇用を創出するため、雇用のミスマッチ(求人と求職がかみ合わない状況)が見られる分野等の事業について、グループ補助金等の産業政策と一体となった雇用支援等を一定期間実施(事業復興型雇用確保事業)。

原子力災害対応雇用支援事業

【事業実施期間】

令和元年度末まで
(ただし、令和元年度末までに開始した基金事業
については令和4年度末まで)

【実施地域】 福島県全域

【対象事業】

福島県の自治体等が実施する原子力
災害に由来する事業等(他の事業で
措置できない事業であって、福島県被
災求職者を雇用して行うもの)

事業復興型雇用確保事業

【事業実施期間】

令和元年度までに事業を開始した場合に3年間
支援(令和元年度～令和4年度)

【実施地域】

福島県は全域(岩手・宮城は沿岸部)

【対象事業】

雇用のミスマッチが見られる分野等の事業で、
グループ補助金等の国や自治体の産業政策の
支援の対象となっている事業(雇入費助成につ
いては被災求職者を雇入れた場合に助成)

【助成内容】

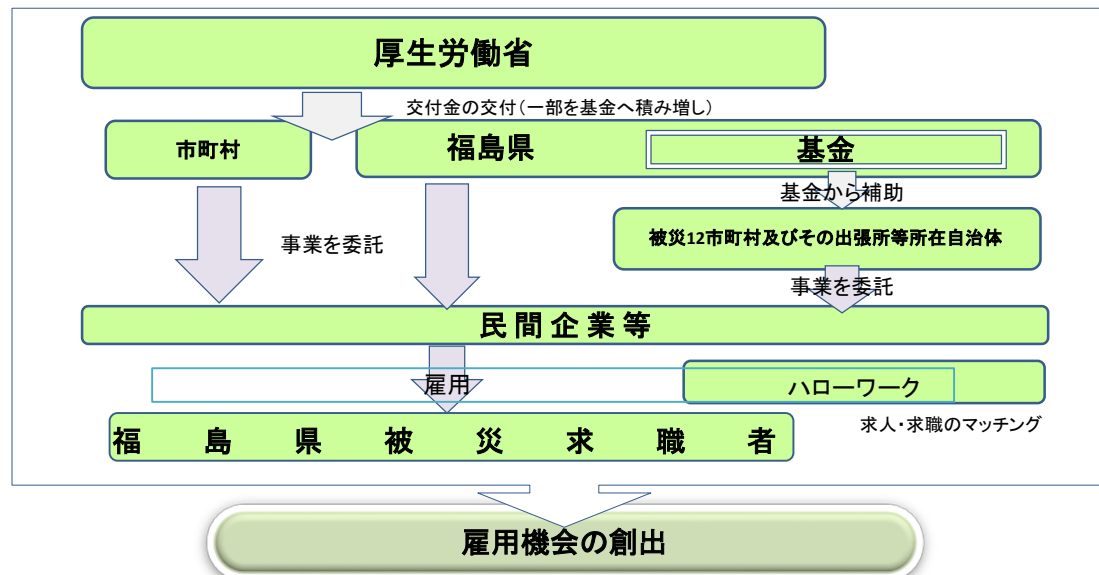
○雇入費助成

- ・被災15市町村の企業
1人当たりの助成額225万円(3年間)
- ・それ以外の市町村の企業(中小企業に限る)
1人当たりの助成額120万円(3年間)
- ・1事業所につき、2,000万円を上限(3年間)

○住宅支援費助成

- ・住宅支援に対する助成(導入・拡充に要した経
費の3/4 1事業所につき、年額240万円を上
限)

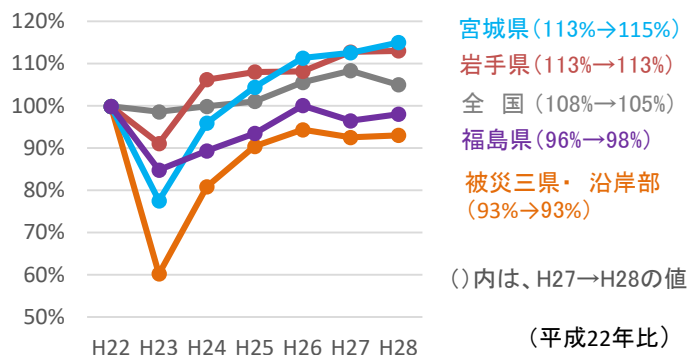
《原子力災害対応雇用支援事業のスキーム》



3. (8) 産業の復興

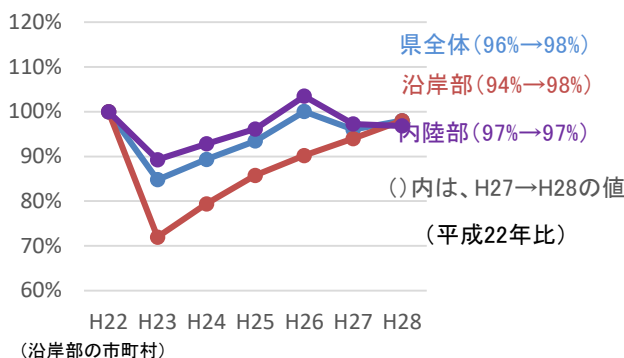
- 製造品出荷額は、概ね震災前の水準を回復。「沿岸部」で回復に遅れがあるが、地域間に幅あり。
- 令和2年7月現在、被災12市町村では、商工会会員事業所の半数を超える1,786事業所(74.0%)が再開。うち地元で再開した事業所は1,007事業所(41.7%) ※商工会連合会調べ

製造品出荷額等



出典：経済産業省「工業統計」

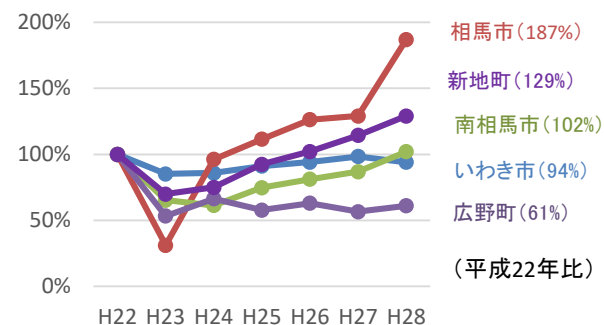
福島県の製造品出荷額等



(沿岸部の市町村)

いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町(注)、富岡町(注)、大熊町(注)、双葉町(注)、浪江町(注)、新地町(注) 調査対象外とされた年があるなど、調査年によっては集計に含まれない。

沿岸部の主要自治体別の製造品出荷額等



出典：経済産業省「工業統計」

被災事業者等の自立支援

【中小企業等グループ補助金】 (後述)

- 被災中小企業者等の施設・設備の復旧・整備を支援
- 427グループの実績。(H23～H31年度累計)

【官民合同チームによる訪問支援】 (再掲)

【地域復興マッチング『結の場』】

- 被災地域企業と支援する大手企業等とのマッチング
- 大手企業等は自社ノウハウ等、社内販売等販売機会、人材育成プログラム等を提供
- ⇒ 連携事業の創出
- これまでに県内でワークショップを7回開催

新産業の集積

【企業誘致】 (後述)

- ふくしま企業立地補助金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等による誘致
- 工場の新増設：平成24年～30年で552件
8年連続で平成22年の水準(42件)を上回る。

【福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の推進】 (再掲)

【福島新エネ社会構想の推進】

【研究開発・産業創出拠点の整備】 など

3. (9) 企業立地補助金等支援事業

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

事業目的：

○東日本大震災で被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等※を除く）を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図る。※「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」に対応

実績（福島県）：227社（第9次採択まで）

採択例：(株)FAST（相馬市）
ミツエイ(株)（いわき市）
東北ネヂ製造(株)（いわき市）
会川鉄工(株)（いわき市）

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

事業目的：

○被災者の「働く場」を確保し、自立・帰還を加速させるため、福島県の12市町村の避難指示区域等を対象に、工場・物流施設・店舗・社宅等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。
○加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

実績（福島県）：88件（第4次採択まで）

採択例：磯上歯車工業(株)（南相馬市）
太平洋化学工業(株)（楢葉町）
(株)片山製作所（富岡町）
(株)ウッドコア（浪江町）

ふくしま産業復興企業立地補助金

事業目的：

○将来性と成長性が見込めるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、地域経済の復興に貢献する。

実績（福島県）：564社（第12次指定日まで）

採択例：ムネカタ(株)（福島市）
(株)福島芝浦電子（本宮市）
(株)北斗型枠製作所（郡山市）
(株)ジャパンビューティープロダクツ（田村市）

中小企業等グループ補助金

事業目的：

○東日本大震災により被災した県内中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出のための事業を支援する。

実績（福島県）：427グループ（平成23年～31年度累計）、1,191億円の支援

採択例：大堀相馬焼県南特産品開発グループ（白河市）
浜の匠介護用具開発製造グループ（いわき市）
希望のいしずえ自転車・製造建設復興グループ（いわき市）
ロング健康システムグループ（いわき市）

3. (10) 農林水産業の再開等

- 福島県内の営農休止面積17,659ha(H23.12時点)のうち、**R元**年度末までに**33%**に相当する**5,824ha**で営農再開。

稲作:全量全袋検査で基準値超ゼロ

- 米の全量全袋検査では、**H27年産米以降、基準値(100Bq/kg)超過なし**(R2.3.20時点)。
- 被災12市町村における**R2年産水稻作付見込み面積は4,052haで震災前の約40%**に回復見込み。
- **R1年**の福島県産米のマレーシアへの輸出量は都道府県別で**前年に引き続き日本一**。

モモの輸出拡大、花きの再開、植物工場でいちごを周年栽培

- **R1年**の福島県産モモのタイ、インドネシアへの輸出量は都道府県別で**4年連続日本一**。
- 川俣町・飯舘村等でトルコギキョウ、アルストロメリア等が再開。H30年7月**葛尾村でコショランが首都圏へ初出荷**
- **大熊町の植物工場**で令和元年8月に夏いちごを初出荷。令和元年秋から2.2haの施設で本格的な周年栽培へ。

畜産:家畜飼養実証の開始、原乳の出荷制限解除

- **家畜飼養実証**が、飯舘村(H28年~30年肉用牛)、川俣町(H28年肉用牛、H29年乳用牛)、楡葉町(H28年乳用牛)、葛尾村(H30年乳用牛)で実施。
- 避難指示の解除された地域で**原乳の出荷制限が解除**。
⇒楡葉町、川俣町、葛尾村の酪農家が出荷を再開

漁業:試験操業対象全魚種に拡大、底引き網復興漁業計画が本格始動

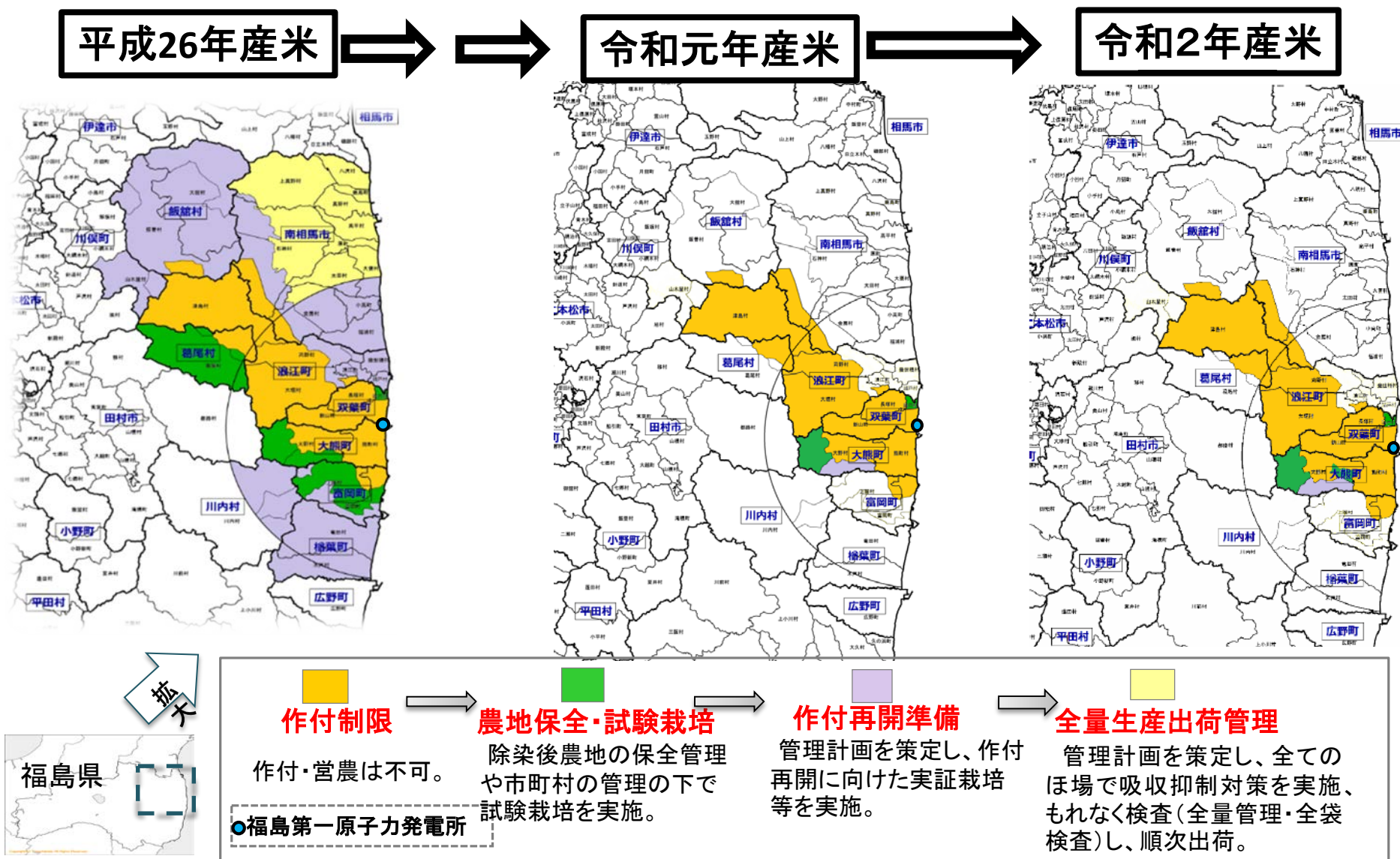
- R2.3.30**全魚種が操業の対象**。R元年水揚量は約3,640トンで**震災前の14%**
- R2.9.1復興漁業計画(R2~R7)が本格始動。**沖合底引き漁の目標2,888トン**。



原釜荷捌き施設(相馬市)

3. (11) 米の作付方針

令和2年産米の作付制限等の対象地域（平成26年産からの変化）

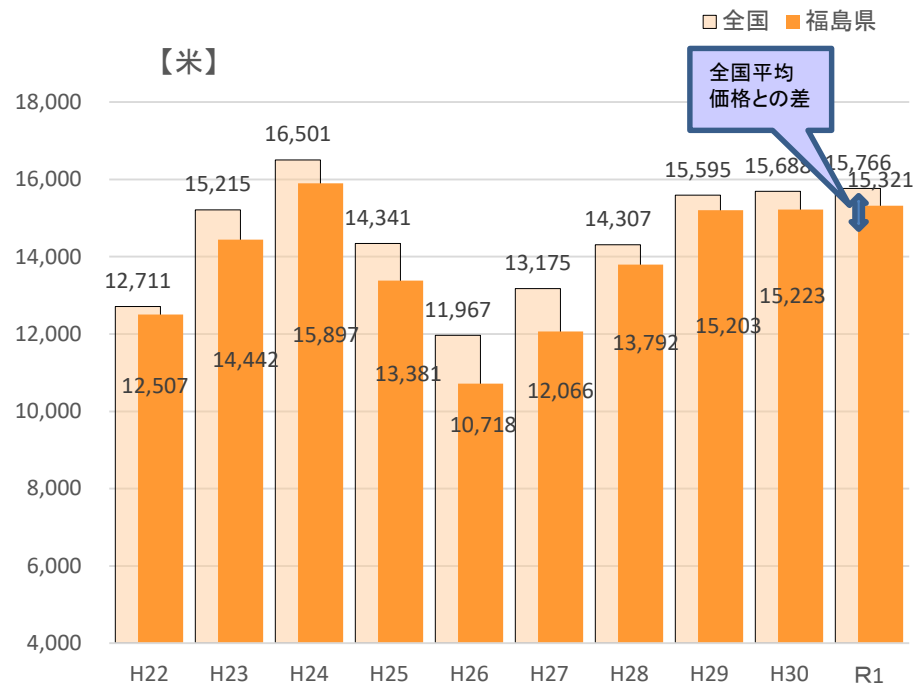


注：福島県公表資料を基に作成。

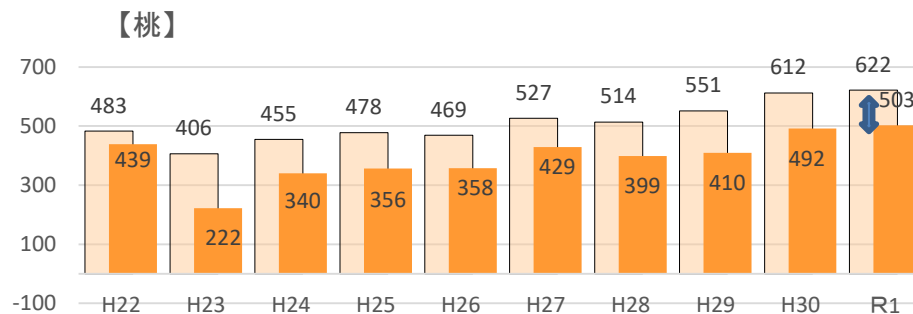
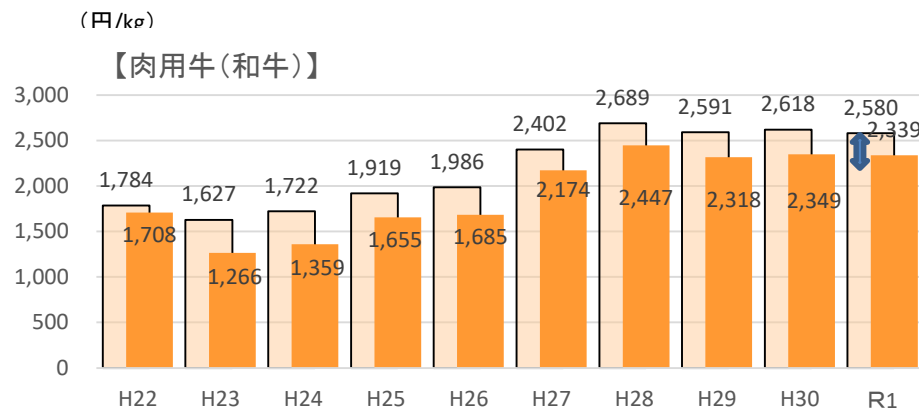
3. (12) 農産物価格の推移

- 県産農産物の価格は、震災・原発事故以降、全国平均価格との格差が依然として開いており、その差は回復していない。
- また、海外への輸出についても、輸入制限の緩和が続いているものの、一部の国・地域でいまだに制限が続いているなど、風評の影響が根強く残っている。
- 引き続き、国内外の生産・流通・消費の各分野に対し正確な情報を発信するとともに、価格や販路回復に向けた取組が必要。

主な農産物の価格の推移



(出典) 農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推計
R1年の価格はR2年8月までの数値に基づく暫定値



(出典) 東京都中央卸売市場HP 市場統計情報

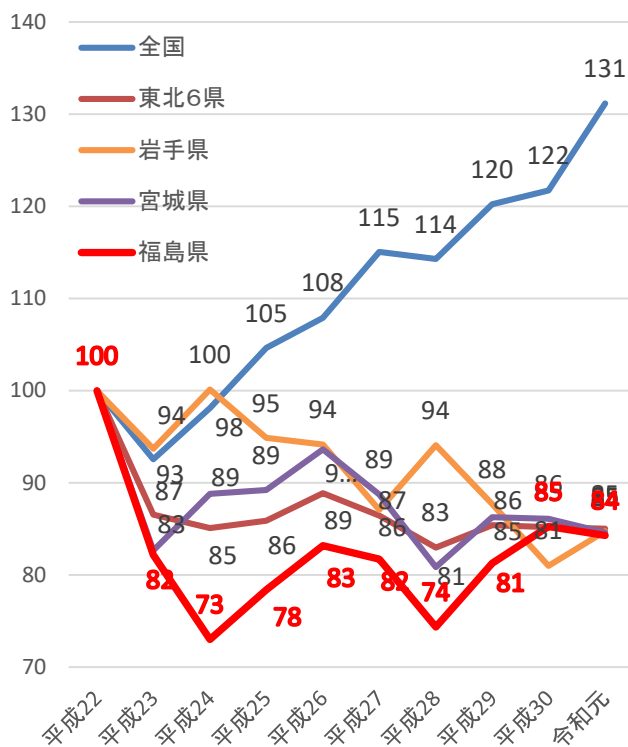
注：「復興・再生のあゆみ＜第2版＞」（令和2年8月25日福島県）を基に作成。

3. (13) 観光客の推移

○観光客数は、震災直後に大幅に落ち込み、その後、回復傾向にあるものの、震災前の水準には至っていない。特に教育旅行は依然として厳しい状況にあり、外国人旅行客の全国的な急増の効果を享受できていない状況。

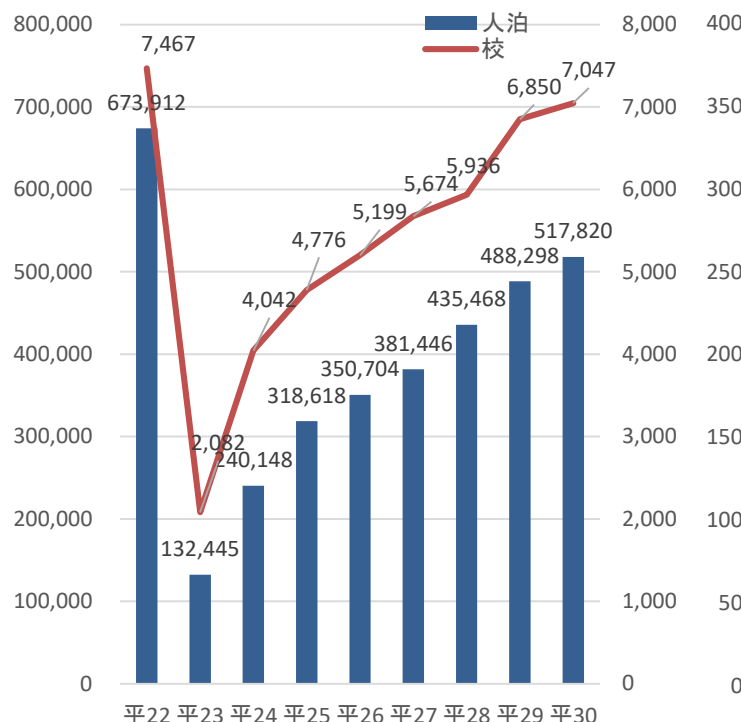
○継続的な観光キャンペーンとともに、教育旅行の回復や外国人観光客の誘客拡大に向けた取組が必要。

観光客の宿泊者数の推移



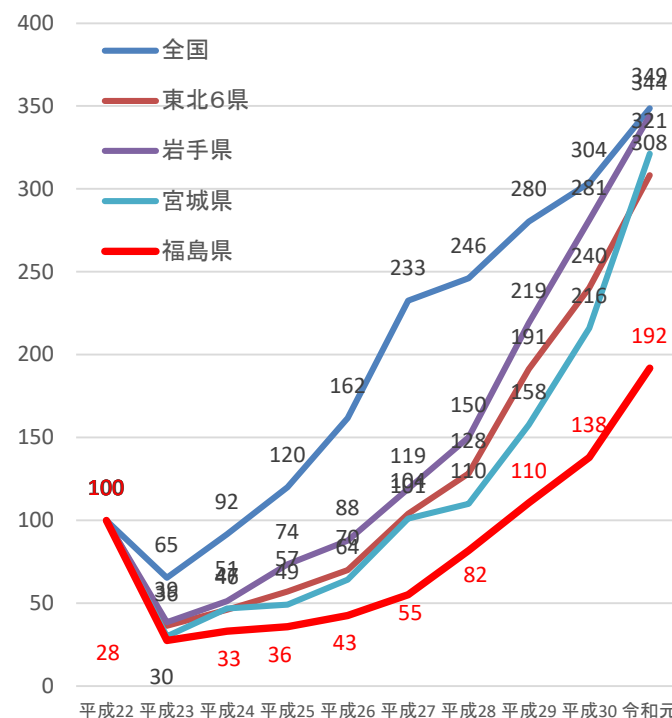
(出典)観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき
福島復興局により作成

教育旅行の福島県内宿泊者数



(出典)福島県「平成30年度福島県教育旅行入込調査報告書」
結果に基づき福島復興局により作成

外国人延べ宿泊者数の推移



(出典)観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき
福島復興局により作成

3. (14) 観光の復興

- 東北の観光は、インバウンドの全国的な急増の流れから大幅に遅れている。
- 平成28年を「東北観光復興元年」として、観光復興関連予算を大幅に増額。
令和2年までに東北6県の外国人宿泊者数を150万人泊とすることを目標に設定。
- 福島においては、教育旅行の回復や外国人観光客の誘客拡大に向けた取組を実施。

復興庁の主な事業（R2FY：約37億円）

- 東北観光復興対策交付金【観光庁】**（R2FY予算：21億円）
 - －地域の発案に基づくインバウンド誘客に向けた取組を支援。
 - －東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。
- 東北観光復興プロモーション【観光庁】**（R2FY予算：10億円）
 - －全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。
- 「新しい東北」交流拡大モデル事業【復興庁】**
（R2FY予算：3億円）
 - －平成28～令和元年度に実施したモデルを普及・展開、外国人旅行者の更なる誘客に繋がるビジネスモデルの構築支援。
- 福島県観光関連復興支援事業【観光庁】**（R2FY予算：3億円）
 - －福島県が実施する教育旅行の誘致を含めた国内観光振興に関する取組を支援

福島県における復興庁の主な取組

- 交流拡大モデル事業**（R2FY予算：3億円）
 - －外国人向けの旅行商品を造成・販売する実証事業を実施。

《R1FY福島復興局における実施内容》

【テーマ：震災学習】

- －福島県が推進する浜通りにおける学びのツアー「ホープツーリズム」の外国人向け旅行商品の造成販売、ガイド研修を実施。



海外メディアと地元とのワークショップの様子

【テーマ：風評払拭・魅力発信型】

- －震災学習要素に加え沿岸部被災地域の新たな魅力の発信に繋がる観光資源を組み込んだ旅行商品の造成販売を実施。



夜ノ森におけるツアーの様子

- －中通り・浜通りにおける「サムライ」コンテンツを磨き上げ、旅行商品の造成販売を実施。「サムライ」による外国人誘客の基盤を整備。



Samuraiパフォーマー育成の様子

開催の動向

○新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、東京2020大会の延期が2020年3月24日に決定された。新たな大会日程は、オリンピックは2021年7月23日～8月8日、パラリンピックは2021年8月24日～9月5日。

・福島開催（福島あづま球場）…ソフトボール（予選6試合:2021年7月21日～22日）
野球（予選1試合:2021年7月28日）



2019.7.24 五輪開催1年前イベントにて復興五輪の成功を誓う室伏広治氏、内堀雅雄福島県知事、王貞治氏、ソフトボール女子日本代表（宇津木麗華監督及び選手）ら

機運醸成・聖火リレー等の動向

○機運醸成に資する取組

2019年7月24日～9月18日 1964年東京五輪の聖火台展示（あづま総合運動公園）
2019年11月4日 復興ありがとうホストタウンサミット（Jヴィレッジ）
2020年 3月24日～25日 復興の火展示（福島市、いわき市）
2020年 4月1日～7日 聖火展示（Jヴィレッジ）
2020年10月6日～2021年 3月9日 聖火リレーのトーチを福島県内巡回展示
2020年10月22日 橋本五輪相が福島県知事、県内ホストタウン首長と意見交換

○オリンピック聖火リレー

2021年3月25日（木）に福島復興のシンボル「Jヴィレッジ」でグランドスタートを実施。
引き続き3月27日（土）までの3日間福島県内を巡り、その後全都道府県を巡る。

○パラリンピック聖火リレー（リレーは競技開催4都県で実施）

福島は2021年8月12日～16日の間に採火式を実施。（8月20日（金）に東京で行われる集火式にて、全国及び英国ストーク・マンデビル（パラリンピック発祥の地）で採火された炎と統合し聖火となる）

ホストタウン等の登録状況

【 】は事前合宿競技

○ホストタウン： 9市町村

福島市（スイス、ベトナム）、会津若松市（タイ【ボクシング】）、郡山市（オランダ、ハンガリー【水泳】）、いわき市（サモア）、二本松市（デンマーク【カヌー】）、田村市（ネパール【陸上】）、大玉村（ペルー）、南会津町（アルメニア）、猪苗代町（ガーナ）

○復興『ありがとう』ホストタウン： 11市町村

白河市（カタル【陸上・ウエイトリフティング】）、喜多市（米国）、二本松市（クウェート）、南相馬市（ジブチ、台湾、米国、韓国）、伊達市（ガイアナ）、本宮市（英国）、北塩原村（台湾）、檜葉町（ギリシャ）、檜葉町・広野町・川俣町（アルゼンチン）、飯舘村（ラオス【水泳】）

○共生社会ホストタウン： 2市町

福島市（スイス）、猪苗代町（ガーナ）
※福島市は先導的共生社会ホストタウンとしても認定

3. (16) 風評払拭・リスクコミュニケーションの強化

- 福島については、科学的根拠に基づかない風評の払拭やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- これらを解消すべく、**広く国民一般に対して、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。関係府省庁が連携して取組を進めるとともに、継続的にフォローアップする。**
- あわせて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も迫り、海外の注目が日本に集まる中、「**風評払拭イニシアティブ for 2020**」として、**国内外に向けた風評対策**に積極的に取り組む。
○ 輸入規制の撤廃に向けた取組 ○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした情報発信 ○ 海外での販路開拓支援
○ 福島県へのインバウンド誘客促進 ○ 福島の復興の現状や放射線に関する基本的な知識等の発信強化

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(平成29年12月12日策定)

- 「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	① 児童生徒及び教育関係者 ② 妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③ 広く国民一般	① 小売・流通事業者 ② 消費者 ③ 在京大使館、外国の要人及びプレス ④ 在留外国人及び海外からの観光客	① 教師、PTA関係者、旅行業者 ② 海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③ 県外からの観光客
内容	① 放射線の基本的事項及び健康影響 ② 食品及び飲料水の安全性 ③ 復興が進展している被災地の姿 等	① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ② 食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③ 生産段階での管理体制 等	① 福島県の旅行先としての「魅力」 ② 福島県における空間線量率や食品等の安全 ③ 教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

取組の具体化

放射線副読本の改訂・普及、農林水産物の販路拡大・販売促進支援、教育旅行を含めた国内観光振興への支援 等

3. (17) 福島12市町村の将来像

- 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成27年7月、30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。
- 提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、フォローアップ会議を開催し、平成28年5月に「福島12市町村将来像実現ロードマップ2020」を策定。（進捗を踏まえ平成29年6月、平成30年5月、令和元年6月、令和2年6月に改訂）

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

1. 産業・生業(なりわい)の再生・創出	2. 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	3. 未来を担う、地域を担うひとづくり	4. 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	5. 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興
- 新産業の創出と事業・生業の再建 - 基幹産業である農林水産業の再生	- 医療の充実による安全・安心の確保 - 高齢者の介護の充実等	- 地域の復興人材を育む先進的な教育の推進 - 新たな産業構造下における中核的な人材の育成	- 広域インフラ整備 - まちづくり - 広域連携	- 観光振興 - 風評・風化対策 - 文化芸術の振興 - スポーツ振興

主要個別項目への取組（22項目）

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進 - 産業集積促進、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大等の取組を推進 2019年度末までに福島ロボットテストフィールドを全施設開所 - 大学等の「復興知」の活用を強化 2020年夏にアーカイブ拠点施設を開所 2020年7月に福島水素エネルギー研究フィールドの実証運転を開始	(5) 二次医療体制の確保を含めた取組 「避難地域等医療復興計画」に基づき、福島県ふたば医療センター附属病院の運営・多目的医療用ヘリの運航等、医療提供体制の再構築等を推進	(8) 小中学校再開のための環境整備等 子どもたち安心して通うことができる教育環境づくりを推進	(13) 幹線道路の整備 2020年代初頭までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備	(18) 観光振興・交流人口の拡大 ホープツーリズム等の取組を推進
(2) 官民合同チームの取組等 - 被災事業者の事業・生業の再建や農業の再生、12市町村の取組を支援 12市町村外から移住して創業する者等をコンサルティング支援対象に追加	(6) ICT活用による地域医療ネットワークの構築 ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進	(9) 魅力ある教育の推進 ICTの利活用など、魅力ある教育の展開・情報発信等を推進	(14) JR常磐線の早期の全線開通 2019年度末までの全線開通を目指す	(19) 風評・風化対策の強化 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報発信等 「風評・風化対策強化戦略第3版」に基づき県産品の販路拡大等を継続・強化
(3) 被災企業等への支援 被災地企業の販路開拓や企業立地支援等により雇用創出・産業集積等を推進	(7) 地域包括ケアの実現に向けた取組 - 介護施設就労予定者への就職準備金等の貸与、介護施設・訪問サービスへの運営支援等を推進 - 介護需要に応じた介護施設の整備及び介護人材の確保を推進 - 被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援	(10) ふたば未来学園での先進教育の実施 2019年4月に併設中学校が開校し、併設型中高一貫教育を実践、SGHの取組	(15) 復興拠点等の整備 - 復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進 - 特定復興再生拠点の整備を推進	(20) 文化芸術の振興 「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施
(4) 福島フードファンクラブ（FFF）等の取組		(11) 小高産業技術高校での先端技術教育の実施 イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成、SPHの取組	(16) 地域公共交通の構築に向けた取組 「避難地域公共交通網形成計画」をもとに地域公共交通ネットワークを構築	(21) 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の推進 野球・ソフトボール競技の開催準備、聖火リレー、都市ボランティア等の関連事業を実施
		(12) 産業人材の育成 産学官連携による人材の育成・確保、福島復興産業人材育成塾等の取組	(17) その他広域連携の取組 地域の共通課題（鳥獣被害対策、物流問題対策、交流・移住の推進等）に対応	(22) Jヴィレッジを中核とした取組 2019年4月にJヴィレッジを全面再開 - Jヴィレッジを中核としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島復興を世界にアピール

福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。